

新城市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画

< 中間見直し追加版 >

令和5年3月

新城市

新城市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の見直しの背景	2
第2章 包括的な支援体制の整備に関する現状と課題	4
第3章 施策の展開の見直し	6
第4章 重層的支援体制整備事業実施計画	7

〔参考資料〕「アンケート調査」

第1章 計画の見直しの背景

令和元年度に策定した新城市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和2年度～令和6年度）は、計画期間を5年間とし、「社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるよう、計画策定から3年目に中間見直しを行います。」と定めています。

令和2年度と令和3年度の地域福祉計画推進会議（書面開催）において、実績評価を行いました。コロナ禍での状況により評価が難しい項目はあったものの、基本的には、見直しが必要な基本施策はないと考えられます。

しかし、計画期間において、

- ・「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布（令和2年6月12日）

- ・新型コロナウイルス感染症の流行

という、大きな社会情勢の変化があったことから、今年度、地域福祉活動を実践している関係機関やボランティア団体等を対象にアンケート調査を行い、主にこの2つの社会情勢の変化に対応する見直しの検討を行いました。

【「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布について】

制度・分野の枠や「与えるもの」、「与えられるもの」といったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく生きがいを持てる社会を創っていく、「地域共生社会」の実現に向けた取組については、新城市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定時においても、平成29年の社会福祉法の改正内容を踏まえ、各事業に理念を盛り込んでいました。

一方、国においては、令和元年度に、有識者による「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」が、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、の3つの支援を一体的に行う新たな事業の創設を行うべきである旨の最終とりまとめを行い、これを踏まえ、新事業として「重層的支援体制整備事業」を創設することを柱とする社会福祉法等の一部改正が行われました。（公布日：令和2年6月12日、施行日：令和3年4月1日）

今年度、当市で実施したアンケート調査を踏まえ、第2章・第3章に記載するとおり、重層的支援体制整備事業に対応する見直しを行うものです。

なお、第4章の重層的支援体制整備事業実施計画は、当市における現時点での計画であり、体制整備の状況に応じ柔軟に見直しを行います。

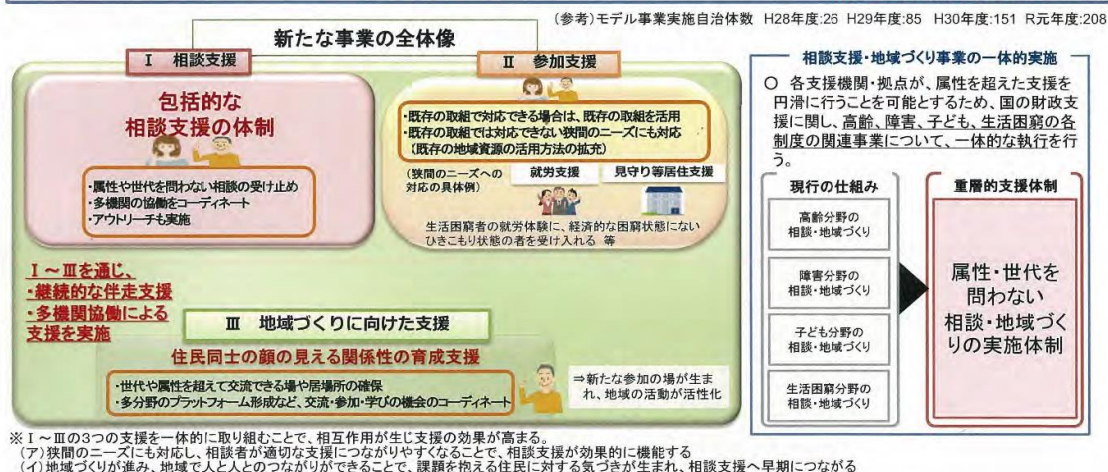
【重層的支援体制整備事業の概要】

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。
 ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
 ○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**【社会福祉法第106条の4(新旧P4～6)関係】
 ○新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
 ○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**【社会福祉法第106条の7～11(新旧P8～11)関係】



出典「厚生労働省資料」

【新型コロナウイルス感染症の流行の影響について】

新都市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画においては、基本目標(1)として、「地域力を高める」を掲げており、市民が主体的に参画し、市民同士・団体が交流し連携しあう地域を目指し、これを推進するための施策を数多く位置づけています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、現状では、多人数が集まる会議や交流の場等の開催について場面に応じた制約を受けています。

新型コロナウイルス感染症の流行は、ワクチンや治療薬の開発・実用化の進展状況により、現在の状況が継続するのか、流行前の状況に戻るのかが大きく異なってくるため、現時点では、計画の後半期間(令和5～6年度)の状況を正確に見通すことは難しい状況です。

そのため、住民の参加・交流を推進する各施策の事業内容等の見直しは行いませんが、市内関係機関、ボランティア団体等を対象としたアンケート結果から、ほとんどの関係機関や団体が実施している基本的な感染防止対策の継続や、ウィズコロナの取組を進めるため、連携や交流に欠かせない人と人とのコミュニケーションを支援する取り組みなど状況に応じた柔軟な事業運営を行っていきます。

第2章 包括的な支援体制の整備に関する現状と課題

平成29年度の社会福祉法の改正により、包括的な支援体制の整備が規定されたことから、各相談支援機関が、複雑化・複合化した課題を受け止め、多職種連携による課題解決に向けた支援が行なわれてきています。

しかし、「関係機関・サービス提供事業所対象のアンケート結果」（参考資料 図表3）では、高齢者を中心に、家族、医療、日常生活に関する複合的な課題が増加しており、「今後どのような組織・団体と、どのような連携をしたいか」の問いには、市、社協、地域包括支援センター、サービス事業所、ボランティア団体をはじめ、様々な機関との情報交換・共有、研修等を望む割合が高い結果となっています（参考資料 図表7、8）。

このことから、各相談支援機関、各支援会議体において、多機関担当者レベルでの継続的な連携は行なわれてきているものの、課題解決に向けた一歩踏み込んだアウトリーチ支援や支援策の評価・検証は、更なる強化が必要な状況にあるといえます。

また、更なる連携・協働において弊害となる組織や制度上の縦割について、「ある」と回答したのは、関係機関等では、約5割、ボランティア団体等では、約2割（参考資料 図表9、25）となっています。地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援の実現が求められています。

令和2年度の社会福祉法の改正で創設された「重層的支援体制整備事業」の趣旨を踏まえ地域共生社会の実現を強力に推進していくためには、下表に示すとおり充実必須事業が残っています。

重層的支援体制整備事業の支援分類	充実必須事業
包括的な相談支援	高齢・障がい・子ども・困窮等分野・属性ごとの相談支援機関の対象には狭間があり、相談の受け止めが円滑にいかないケースがある。（例：障がいにも生活困窮者にも該当しないひきこもり、セルフネグレクト等）
	相談者の主たる問題が不明確な場合、分野を超えて横断的に対応する仕組みがなく、イニシアチブが取りづらい。
	制度の狭間の方の場合、積極的なアウトリーチも含め、継続的につながり続ける伴走支援が難しい。
参加支援	制度の狭間の方が社会とのつながりを回復するため、本人のニーズ等を踏まえた多様な社会資源の開拓が十分に行えていない。
地域づくりに向けた支援	属性や世代を超えて交流できる場や居場所を確保し、住民同士が顔の見える、気かけ合える関係性の更なる育成支援。

第2次新城市総合計画中期基本計画（計画期間：令和5年度～令和8年度）との整合性を図りつつ、上記充実必須事業も含め、重層的支援体制整備事業として一体的な取組みを進めていきます。

特に、中心となる包括的な相談支援は、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例に対し、各分野の関係機関の役割分担と支援方針を定め、円滑に協働ができる体制を整えます。この重層的支援体制整備事業の中核となる多機関協働機能の推進役として、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置するよう人材育成に努めます。

第3章 施策の展開の見直し

基本目標2 「解決力」を高める

基本施策（3） 総合的な相談支援体制の構築

「総合的な相談支援体制の構築」に、以下の取り組みを追加します。

【市・社協の取組】

取組名	取組内容	主担当課
重層的支援体制整備事業	既存の相談支援機関や支援会議体をはじめ、福祉の各分野を横断した連携を強化するとともに、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を令和5年度から取組みを進めていきます。	福祉課

第4章 重層的支援体制整備事業実施計画

1 計画策定の背景と目的

少子高齢化、人口減少、核家族化の進行、個人の価値観やライフスタイルの多様化等により、地域住民のつながりが希薄化し、地域住民同士の支え合いの意識も薄れてきています。

これまでの社会保障制度は、高齢・障がい・子ども・生活困窮の各分野別に専門的な相談・支援機関へつなぎ、情報共有やニーズ把握等を行い課題解決に向けた対応に努めてきました。

しかしながら近年では、8050問題やゴミ屋敷問題、ひきこもりやダブルケア等のように、社会的孤立を背景とした問題や複雑化・複合化したケース、従来の支援体制ではケアしきれない事例などが顕在化してきました。

このような中、平成28年6月には、「ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）」により、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』の実現が盛り込まれ、平成30年4月には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正が行われ、地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備に努めることとされました。

こうした状況から、住民・各種団体・福祉関連事業所等が、身近な地域で地域福祉を推進するために取り組む事業を整理し、地域福祉推進を実働的なものとするため、市の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体とした、「第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和2年3月策定）」を策定し、全ての人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、お互いに支え合う関係や仕組みづくりに取り組んでいます。

令和3年4月には、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）による改正社会福祉法により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制を構築するため、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する『重層的支援体制整備事業』が新たに創設されました。

本実施計画では、地域社会の変容と直面する新たなニーズに対応するため、包括的に相談を受け止め、継続的な伴走支援によるつながりと社会や住民同士の関係性を構築するこ

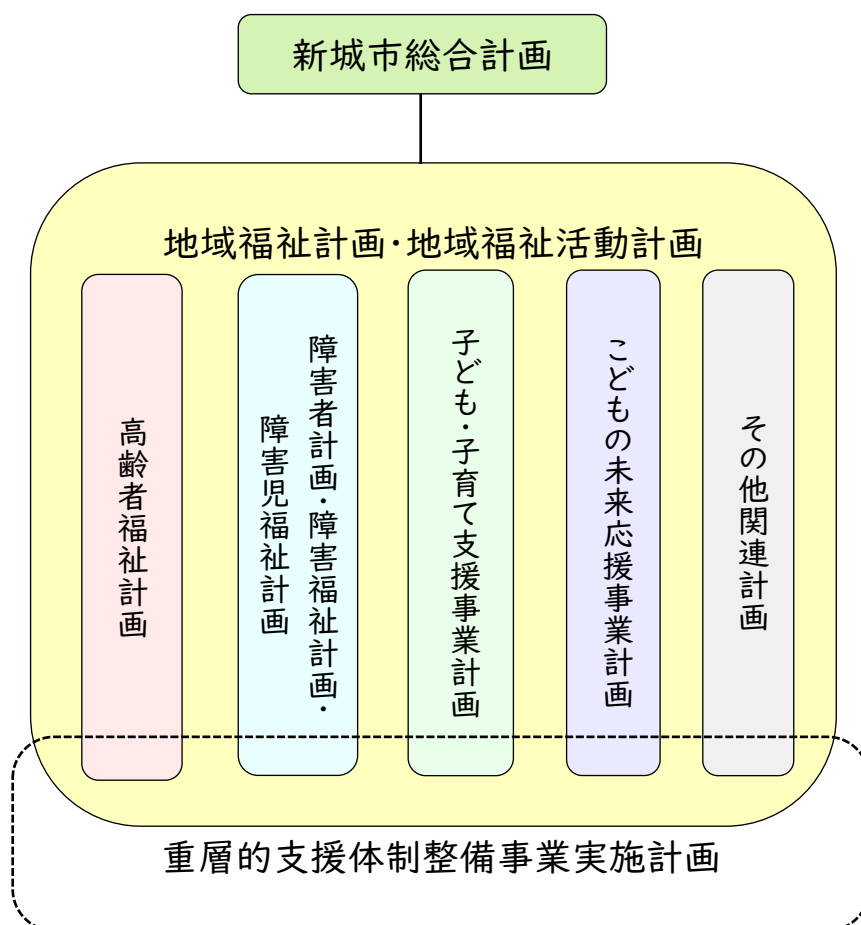
とを目的とし、『重層的支援体制整備事業』を適切に行う実施体制を定めることで「地域共生社会」の実現を目指していきます。

2 計画の位置づけ

「新城市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画」の重点課題として、『地域での福祉課題解決につなげる仕組みづくり』を掲げ、アウトリーチ等専門職が地域に出向き、地域で支援が必要な人を見つけ、解決につなげるための体制づくりの重要性を上げています。

また、『地域での交流を促進し、担い手を育成』も重点課題とし、社会参加できる仕組みづくりや地域に関わる人を増やし、地域への関心や担い手育成につなげていくことの必要性も上げています。

重層的支援体制整備事業を行うにあたり、高齢・障がい・子ども・生活困窮など分野の属性を問わない横断的な支援を行うことを目的とし、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」のほか、「高齢者福祉計画」、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「こどもの未来応援事業計画」などの基本方針や重点課題等を念頭に置き、調和と整合性を図った計画とします。



3 実施時期

本実施計画は、社会福祉協議会をはじめ市内社会福祉法人等関係機関との調整を経て、令和5年度から取り組みを進めていきます。

なお、実施方法など具体的な取組内容の検討にあたっては、市民や利用者、関係機関や関連団体等と協議を行い、十分な調整と合意形成を図りながら進めます。

毎年度、各事業の実績を確認・評価するとともに、社会情勢や市民ニーズの変化によるものがあれば、随時改善や見直しを行ったうえで取組を推進していきます。

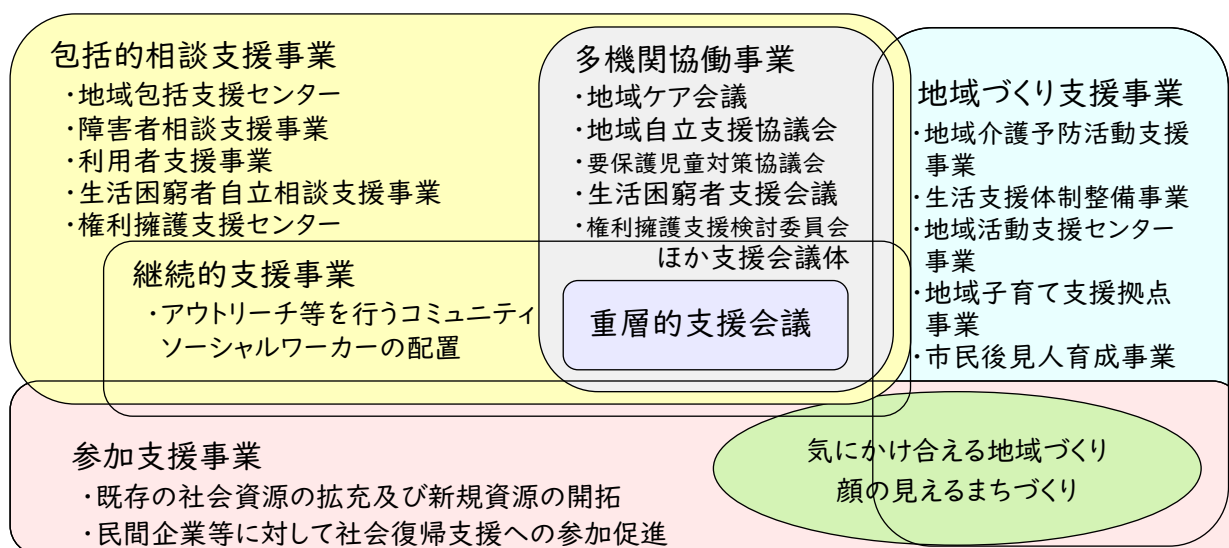
4 重層的支援体制整備事業の実施内容と実施体制

既存の相談支援機関や支援会議体をはじめ、地域の交流づくり事業や民間企業等を最大限活用しながら、各種事業がそれぞれ連携し一体的に展開されることで、より効果的な支援体制の構築を目指します。

【重点的取組】

- ①全ての相談支援機関が世代や属性を問わない様々な相談を受け止められるよう、きめ細やかな相談支援体制を構築する。
- ②アウトリーチ等を通じた継続的支援に伴うコミュニティソーシャルワーカーを配置する。
- ③支援ニーズに対応できる多様な社会参加の環境を整備する。
- ④気にかける地域づくり、顔の見えるまちづくりのため、福祉従事者、事業者、市民及び市が協力して、地域共生社会の構築に取り組む。

新城市重層的支援体制整備事業のイメージ図



重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4第2項各号対応）

【実施内容と実施体制】

区分	実施事業	実施体制		
包括的相談支援	《第1号のイ》 地域包括支援センターの運営	事業名	地域包括支援センター運営事業	既存事業
		対象者	65歳以上の高齢者等	
		実施方法	委託：新城市社会福祉協議会はじめ市内社会福祉法人	
		支援機関	地域包括支援センター 高齢者ふれあい相談センター（各中学校区6箇所）	
		業務内容	介護予防ケアマネジメント、高齢者等の総合相談・支援・権利擁護事業	
		所管課	高齢者支援課	
	《第1号のロ》 障害者相談支援事業	事業名	相談支援事業	既存事業
		対象者	障がい者等	
		実施方法	委託：市内社会福祉法人及びNPO法人	
		支援機関	基幹相談支援センター 各相談支援事業所（4箇所）	
		業務内容	障がい者等の相談・情報提供・助言・権利擁護事業	
		所管課	福祉課	
	《第1号のハ》 利用者支援事業	事業名	子育て世代包括支援センター運営事業	既存事業
		対象者	子ども及びその保護者等	
		実施方法	直営	
		支援機関	－	
		業務内容	教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。	
		所管課	児童養育支援室	
	《第1号のニ》 生活困窮者自立相談支援事業	事業名	生活困窮者自立支援事業	既存事業
		対象者	生活困窮者及びその家族等	
		実施方法	委託：新城市社会福祉協議会	
		支援機関	くらし・しごとサポートセンター	
		業務内容	生活困窮者等の相談・情報提供・助言、自立促進のための計画作成及び包括的支援	
		所管課	福祉課	

区分	実施事業	実施体制		
参加支援	《第2号》 参加支援事業	事業名	参加支援事業	
		対象者	参加支援が必要とされた方	
		実施方法	委託：新城市社会福祉協議会	
		支援機関	コミュニティソーシャルワーカー、福祉・介護サービス事業所、民間企業等	
		業務内容	既存の支援では対応困難なニーズに対する居場所や取組を創出し、人と地域とのつながりづくりを支援する。 既存の社会資源の拡充や新規資源の開拓など、ニーズに対応した多様な社会参加の環境を整備する。	
		所管課	福祉課・所管課	
				新規事業

区分	実施事業	実施体制		
地域づくりに向けた支援	《第3号のイ》 地域介護予防活動支援事業	事業名	地域介護予防活動支援事業	介護ボランティアポイント事業
		対象者	65歳以上の高齢者等	
		実施方法	各地域団体	委託：新城市シルバー人材センター
		支援機関	—	市内介護施設
		業務内容	集いの場の提供やスタッフ研修会 地域のボランティア団体によるミニデイサービス支援	介護施設等でボランティア活動を行い、地域活動を通じた生きがいづくりを促進する。
		所管課	高齢者支援課	
	《第3号のロ》 生活支援体制整備事業	事業名	生活支援体制整備事業	
		対象者	65歳以上の高齢者等	
		実施方法	委託：新城市社会福祉協議会はじめ市内社会福祉法人	
		支援機関	第1層：（市内全域）1箇所 第2層：（日常生活圏域）6箇所	
		業務内容	生活支援・介護予防サービスの体制整備推進のため生活支援コーディネーターを配置し、協議体を設置し協議する。	
		所管課	高齢者支援課	
				既存事業

地域づくりに向けた支援	《第3号のハ》 地域活動支援センター事業	事業名	地域活動支援センター事業	既存事業
		対象者	障がい者等	
		実施方法	委託：市内社会福祉法人	
		支援機関	西部福祉会館地域活動支援センター	
		業務内容	創作的活動・生産活動の機会及び社会との交流の場を提供する自立支援	
		所管課	福祉課	
	《第3号のニ》 地域子育て支援拠点事業	事業名	地域子育て支援センター	既存事業
		対象者	子育て家庭	
		実施方法	直営	
		業務内容	就園前の子育て家庭の親子の触れ合いをサポート	
		所管課	こども未来課	

区分	実施事業	実施体制		
継続的支援 アウトリーチ等を通じた	《第4号》 アウトリーチ事業	事業名	アウトリーチ事業	新規事業
		対象者	十分な支援が届いていない方等	
		実施方法	委託：新城市社会福祉協議会	
		支援機関	基幹相談支援センター、各相談支援事業所、生活困窮者自立支援事業アウトリーチ支援員、地域包括支援センター、権利擁護支援センター等と連携	
		業務内容	アウトリーチ等を通じた継続的支援及び参加支援事業を一体的に実施するため、コミュニティソーシャルワーカーを2名配置する。	
		所管課	福祉課	

区分	実施事業	実施体制		
多機関協働	《第5号》 多機関協働事業	事業名	多機関協働事業	新規事業
		対象者	複合的な支援ニーズを抱えている方等支援関係者	
		実施方法	直営＋委託：新城市社会福祉協議会	
		支援機関	コミュニティソーシャルワーカー	
		業務内容	関係者・関係機関の役割・方向性の整理 重層的支援会議の開催・運営	
		所管課	福祉課・所管課	

5 重層的支援体制整備の推進体制

【重層的支援会議】

本人の同意を得られたケースについて、関係機関と情報共有やケース検討を行い、支援方針の共有や役割分担等を調整し、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施される目的のために開催します。

また、支援の終結や社会資源の把握・創出等についても検討します。

【支援会議】

社会福祉法第106条の6に規定された会議で、本人の同意が得られないケースに対しても、緊急性がある場合や早期に支援体制の検討を進める必要がある場合など、守秘義務を課した支援会議を開催し、関係機関との情報共有や支援体制の検討を行います。

【庁内等関係機関連絡会議】

健康福祉部（福祉課、高齢者支援課、こども未来課、児童養育支援室）及び新城市社会福祉協議会から構成される会議において、重層的支援体制整備事業の実施に関する情報共有や意見交換等を行います。

なお、必要であれば、その他関連する庁内関係機関を当会議に参加させ、更なる体制整備を推進します。

6 評価

本実施計画は、毎年度、各事業の実施状況等の確認及び評価をし、事業の実施方法等の見直しについて協議を行い、円滑な事業実施に努めます。

評価については、評価事項に基づき、実施実績や有効性について評価を行い、取組を推進していきます。

（評価事項）

- ・人材育成と配置に関する取組事項
- ・社会参加できる環境や居場所づくりに関する取組事項
- ・市民が参加できる集いの場を創出する取組事項